

## Ⅱ．地域におけるニーズ把握

地域におけるサービスニーズの把握を行う。ニーズの把握は、原則、市町村レベルで行うことが望ましい。市町村レベルで、実施が困難である場合は、都道府県あるいは広域圏で、市町村別集計が可能な客体数を確保した上で実施することも考えられる。

### <ポイント>

#### 1. ニーズ把握の共通の枠組み

- 調査手法：主にアンケート調査により、子育て家庭のニーズを把握する。
- 調査内容：家族類型（父母の働き方、祖父母・地域との関わり等）、サービス利用状況、サービス利用希望、子育てに関する意識 等

#### 2. 地域ごとの独自把握内容の検討

- 手引きに示した共通のモデル項目案以外に、地域で独自の調査を実施する場合には、共通項目の調査票に独自項目を加えて、同時に調査を実施してもかまわない。また、市町村にかわって、都道府県や広域圏で共通項目に基づく調査を実施する場合に、市町村単位で別途、独自項目のみの調査を実施してもかまわない。

#### 3. ニーズ把握実施上の留意点

- 顕在化しているニーズだけではなく、女性の就業率の高まりに応じて必要となる潜在的なニーズの把握が必要である。
- ニーズ調査設計の段階から、地域の子育て当事者、子育て支援関係者等の参画、意見聴取等を求め、計画策定の過程を通じた「参画・協働」を実施することが重要である。
- アンケート調査による基本的な把握に加え、グループインタビュー等地域住民の具体的な意見を把握することも考えられる。
- ニーズ把握調査の過程を通じて、行動計画の理念・目的、事業内容等を住民に周知することも重要である。

### <具体的な内容>

#### 1. ニーズ把握の共通の枠組み

##### (1) 調査対象と調査種類

子育て家庭の生活実態やサービスニーズは子どもの年齢により異なることから、ニーズ調査は大きくは就学前児童（4月1日現在、0歳～5歳）と就学児童（小学1年生～6年生）に区分して行うことが望ましい。

また、就学前児童のサービスニーズについては、0歳児、1～2歳児及び3～5歳児の区分で調査結果が把握できるようにすることが望ましい。

さらに、就学児童については、本来的には全学年を対象とすることが望ましいが、放課後児童健全育成事業のニーズを把握するという観点においては、最低限、低学年児童は対象とすべきである。

なお、中学生及び高校生や、特別なニーズを有する層（例えばひとり親家庭など）についても、簡便なアンケート調査やヒアリング等によって、別途サービスニーズを把握することが望ましい。

## (2) 調査対象の抽出

調査対象者の抽出方法としては、当該市町村の人口規模等を勘案して調査対象数を設定して住民基本台帳等を用いて無作為に抽出する抽出調査と、調査対象者全員を対象とする悉皆調査がある。

抽出調査の際には、年齢別・地域別の分析が可能となる規模の調査対象数の設定と、子どもの年齢及び地区で層化した抽出が必要である。サービス需要は子どもの年齢はもちろんのこと、同一市町村の中でも地域によって偏りがあり得るため、地域ごとの集計及び需要算出が必要となるからである。特に人口規模が大きい政令指定都市及び中核市等については、調査対象の抽出、集計及び推計ニーズ量の算出を行政区ごとに行うなどの工夫を要する。なお、調査回答者（子どもの保護者）の負担を軽減する趣旨から、同一世帯に複数の調査票を配布しないように調査対象者の抽出を行うことが必要である。

また、人口規模が小さく児童数が少ない市町村（就学前児童数が概ね1,500人未満）においては、各年齢別の有効回答数が100に満たないことが予測される。したがって、結果の妥当性を確保する趣旨から、悉皆調査もしくは近隣の市町村との共同調査を行うことも検討する必要がある。

## (3) 調査票の配付・回収方法

調査票の配付・回収方法としては以下のようなものが考えられる。

- (1) 郵送配付、郵送回収（郵送調査）
- (2) 調査員配付、後日調査員回収（留置調査）
- (3) 調査員面接調査（福祉施設等職員、民生・児童委員等）

調査の実施に当たっては、回答者に調査趣旨及び調査主体が明確に伝わるように、首長名や担当部課長名などで挨拶文を付することが必要である。

また、郵送調査の場合は、一定の回収率を確保するために督促状兼礼状等を送付することが望ましい。一方、留置調査、調査員面接調査の場合は、調査項目の設定及び調査員の選定に注意を払う必要がある。

いずれの方法をとる場合においても、個人情報の保護に十分に配慮することが必要である。